



第29回 2023年度沖縄調査報告

人権擁護委員会委員長 木村 英明 (46 期)

2024年2月16日から18日にかけて、9名の会員による人権擁護委員会沖縄調査が実施された。

沖縄調査は、日本の国土面積の0.6%にすぎない沖縄県に在日米軍基地の70%が偏在していることによって生じる問題を東京の人々に正確に伝えることを目的としており、沖縄の過重な基地負担や基地被害による人権問題の解消及び日米地位協定の改定のための当会の取組み（2022年5月15日会長声明）の一つである。

沖縄県庁

16日は、沖縄県庁において辺野古新基地建設問題対策課と沖縄県議との意見交換を行った。

対策課との意見交換においては、まず県職員から工事の現況、公有水面埋立変更の不承認に関する訴訟の経緯、国連人権委員会における県知事のスピーチ、全国知事会における裁定的関与*1の見直しなどの説明を受けた。その後、当委員会沖縄問題対策部会の藤川元・部会長を中心として、辺野古埋立に使われる土砂に戦没者の遺骨が含まれている可能性が大きいことについての県の考え方などについて質疑応答がなされ、辺野古の問題が、決して沖縄だけの問題ではなく、全ての国民に関心を持ってもらう必要があるという点で意見が一致した。

その後、仲村未央県議との意見交換では、沖縄県の敗訴が続いている裁判への失望、沖縄振興予算のうち国直轄事業の割合が30%（2013年度）から46%（2023年度）へと増え、国の方針に従う地区に配分されること、遺骨の混じる土砂を埋立に使用することに関する県条例を検討中であること、戦没者の遺骨の中には沖縄に派遣されて死亡した他県の兵士の遺骨も含まれており、沖縄県民だけの問題ではないことなどの詳細な説明があり、沖縄の問題に県外に関心を持ってもらうことが、県民を勇気づけるとのことであった。

うるま市

17日は、2023年度松田純一会長も参加して現地視察を行った。当日は沖縄平和市民連絡会の北上田毅氏の案内で基地問題の現場を貸切バスで巡った。

地対艦ミサイルの配備が計画されている陸上自衛隊勝連分屯地では、当日も建設工事中であり、ミサイル配備から命を守るうるま市民の会の宮城英和事務局長から、保安林の指定が解除されないまま施設が建設されたこと、基地の間近に住宅や県立高校があること、3月に弾薬等の搬入が予定されていることなどの説明を受けた。

次に訪れた旧東山カントリークラブは、住宅地にある閉鎖されたゴルフ場跡地で、ヘリの離発着やミサイル発射機の展開などの訓練施設として国が買収しようとしている所である。自衛隊訓練場設置計画の断念を求める会準備会の伊波洋正事務局長から、閑静な住宅地の生活環境破壊の恐れ、隣接する県立石川青少年の家には年間4万人の利用者があり、自然体験などの屋外活動が活発であること、高圧線も近くを通っていることなどから、訓練場には適していないとの説明があった。防衛局が説明会（対象地域が限定されたことも批判された）を開いたものの、これまでの他の基地でのなし崩し的な運用拡大から、現地では説明が全く信用されていないと感じられた。

名護市辺野古

瀬嵩灯台跡展望台から大浦湾の基地建設予定地を見た。当日は工事が休みであったが、その広さと地盤の脆弱さから、巨額の工費がかかり工事が難航することが予想された。

最後に、埋立用の土砂を集積し搬出している安和と塩川の事業所を視察した。多数のダンプが出入りしており、数名の市民が、プラカードを掲げて反対運動をしていた。県外の人々が来て、関心を持ってくれていることを知ると力になるとのことであった。

東京では報道されることが少なく、市民の関心も低い沖縄の問題が、沖縄の人々にとっては、生活に直結する切実な問題であることが肌で感じられた。

国が沖縄で行っていることが本土において行われないという保証はなく、今後も当委員会では、沖縄の人権問題が他人事ではないという意識を強く持って活動を継続していく*2。

*1：裁定的関与 地方自治体が行った処分について、審査請求の手續を通じて大臣が関与するもの。辺野古の埋立に関しては、沖縄防衛局が国土交通大臣に対してなした審査請求において、同大臣が、県知事の処分を取り消す裁決をすると同時に変更承認処分を求める勧告をした。後日、同内容の是正の指示も行われた。

*2：2月17日には県知事と防衛大臣の会談が沖縄県庁で行われ、同日われわれが視察したゴルフ場跡地の訓練場建設計画について、県知事が反対を表明した。当会がうるま市内を視察した記事が、2月18日付け沖縄タイムスの社会面に掲載された。4月、計画が白紙に戻されることになった。